

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

市営住宅の管理に関する事務では、事務の一部を指定管理者に委託しているが、指定管理者による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、基本協定において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

北海道千歳市長

公表日

令和8年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	1. 事務の概要 公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び千歳市営住宅条例等に基づき、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸住宅を供給する。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①入居者の収入の申告に関する事務 ②家賃の決定に関する事務 ③家賃、敷金等の減免に関する事務 ④敷金等の徴収に関する事務 ⑤家賃、敷金等の徴収猶予に関する事務 ⑥入居の申込みに係る審査に関する事務 ⑦同居及び承継入居に係る承認の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑧市営住宅の明渡請求に関する事務 ⑨入居者の収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑩その他条例で定める事務
③システムの名称	公営住宅管理システム、共通宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・別表27 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 ・なし 【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千歳市建設部市営住宅課
②所属長の役職名	市営住宅課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	千歳市総務部総務課(住所:千歳市東雲町2丁目34番地 電話:0123-24-0137)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	千歳市建設部市営住宅課(住所:千歳市東雲町2丁目34番地 電話:0123-24-0427)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・デジタル庁の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請書受領時の本人確認を徹底するとともに、マイナンバー入力時の確認を徹底	

9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月10日	I-5 ②所属長の役職名	市営住宅課長 橋本 薫	市営住宅課長	事後	
平成30年7月10日	II-1 しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月10日	II-2 しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-1 しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	
令和2年5月18日	II-1 しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II-2 しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	I-4 ②【情報照会】1	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 31の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二 31の項	事前	令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	II-1 しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	II-2 しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	IV リスク対策 6	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和3年7月27日	IV リスク対策 8	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
令和4年7月5日	II-1 しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月5日	II-2 しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・別表第一 19の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・別表27	事後	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目(1. 対象人数)	令和2年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数)	令和2年4月1日	令和7年4月1日	事後	